令和８年第19回（9月）
上越市選挙管理委員会定例会

１　日　時　　令和８年９月１日（火）午前10時

２　場　所　　上越市役所　木田第２庁舎 ４階 2401会議室

３　付議事項

議案第73号　選挙人名簿の抹消について
議案第74号　選挙人名簿の登録について
議案第75号　各種請求を行うに必要な連署者数について
議案第76号　市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
議案第77号　市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
議案第78号　市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

４　協議事項

協議１　令和８年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について

５　報告事項

報告１　令和８年第５回上越市議会９月会議の審議日程等について
報告２　投票環境の見直しについて
報告３　専決処分した内容について

６　その他

次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和７年度 明るい選挙啓発標語コンクール　明推協会長賞
「行く勇気　行かない後悔　選挙権」　三和中学校３年　保坂　海翔 さん

議案第73号　選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者並びに同条第2号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和8年9月1日現在（単位：人）

区　　分		男	女	計
令和8年8月1日 から 令和8年8月31日 までの間の	死亡者数　A	95	107	202
	転出者数　B	321	271	592
	職権消除者数　C	0	0	0
抹消者数 (A＋B＋C)　D		416	378	794

議案第74号　選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条第2項及び第22条第1項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和8年9月1日現在（単位：人）

区　　分	男	女	計
前回定時登録日（令和8年6月1日）現在の名簿登録者数 A	74,401	77,379	151,780
A欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の抹消者数 E	1,386	1,275	2,661
今回定時登録における新規登録者数 F	1,085	703	1,788
差引登録者数（A＋B＋C＋D－E＋F） G	74,100	76,807	150,907

議案第75号　各種請求を行うに必要な連署者数について

令和8年9月1日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	150,907人
2	選挙権を有する者の総数　50分の1の数	3,019人
3	選挙権を有する者の総数　6分の1の数	25,152人
4	選挙権を有する者の総数　3分の1の数	50,303人

（9月1日告示予定）

＜参考＞

請　求　別	根拠条文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第74条第1項	50分の1
監査請求	地方自治法第75条第1項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項	6分の1
議会の解散請求	地方自治法第76条第1項	3分の1
議員の解職請求	地方自治法第80条第1項	〃
首長の解職請求	地方自治法第81条第1項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第86条第1項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項	〃

議案第76号　市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成21年規則第11号）第4条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者、同条第2号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第3号の転出者、同条第4号の在外選挙人名簿への登録者、同条第5号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和8年9月1日現在（単位：人）

区　　分		男	女	計
令和8年6月1日から令和8年8月31日までの間の	死亡者数　A	297 (0)	330 (1)	627 (1)
	国籍喪失者数　B	0	0	0
	永住外国人資格喪失者数　C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数　D	1,085 (2)	947 (2)	2,032 (4)
	在外選挙人名簿登録者　E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数　F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数(A＋B＋C＋D＋E)　G		1,382 (2)	1,277 (3)	2,659 (5)

注：表中「男」「女」「計」の(　)の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第77号　市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成21年条例第5号）第7条第1項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和8年9月1日現在（単位：人）

区　　分	男	女	計
前回の登録日（令和8年6月1日） 現在の名簿登録者数 A	74,529 (128)	77,786 (407)	152,315 (535)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	1,382 (2)	1,277 (3)	2,659 (5)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	1,080 (1)	702 (0)	1,782 (1)
令和8年9月1日現在の名簿登録者数 (A-B＋C＋D) E	74,227 (127)	77,211 (404)	151,438 (531)

注：表中「男」「女」「計」の(　)の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第78号　市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和8年9月1日現在の上越市市民投票条例（平成21年条例第5号）第7条第1項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成20年条例第3号）第39条第2項及び第7項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	151,438人
2	投票資格を有する者の総数　50分の1の数	3,029人
3	投票資格を有する者の総数　 4分の1の数	37,860人

（9月1日告示予定）

＜参考＞

請　　求　　別	根 拠 条 文	連署者数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第39条第2項	50分の1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第39条第7項	4分の1

協議１　令和８年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について

上越市明るい選挙推進協議会と共催で募集中の明るい選挙啓発ポスター及び標語について、次のとおり同協議会と応募作品の審査等の実施を調整してよいか協議する。

１　審査日時　　令和８年９月 18 日（金）午後２時 30 分から

２　会　　場　　春日謙信交流館 集会室１・２

３　内　　容　　明るい選挙啓発ポスター及び標語の応募作品審査

４　審査要領　　別紙１のとおり

※ 前年度からの主な変更点（ポスター・標語共通）

・最高点作品の賞を変更

選管委員長賞　→　明推協会長賞

・次点作品の賞を変更

明推協会長賞　→　選管委員長賞

５　表 彰 式　　選挙管理委員及び明るい選挙推進協議会委員が同席のもと開催する。開催時期は令和９年１月 16 日(土)の予定（県の優秀作品があった場合は、あわせて表彰する）

＜参考＞

ポスター作成の集い 会 場（開催日）	参加者 （児童）	主催者側	計
春日小学校放課後児童クラブ（8/5）	37 人	8 人	45 人
板倉放課後児童クラブ（8/7）	8 人	5 人	13 人
春日謙信交流館（8/20）	11 人	6 人	17 人
三和地区公民館（中止）	0 人	―	0 人
合　計	56 人	19 人	75 人

報告１　令和８年第５回上越市議会９月会議の審議日程等について

本定例会の審議日程について、次のとおり報告する。

１　審議日程

別紙２のとおり

２　関係案件

令和７年度上越市一般会計歳入歳出決算認定について

報告２　投票環境の見直しについて

当市の投票環境の見直しに関する進捗状況について、別紙３のとおり報告する。

報告３　専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第２号）第２条第６号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第１号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり報告する。

１　告　示

告示番号	告 示 日	件　　名
73	令和8年8月24日	令和８年第19回（９月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について